

# 建設リサイクルを取り巻く近年の 社会情勢の変化とこれまでの取組

---

1. 建設副産物モニタリング調査の結果
2. 人口動態、建設投資額等の推移
3. カーボンニュートラルを巡る動向
4. 循環経済を巡る動向
5. プラスチックのリサイクルを巡る動向
6. 盛土等に関する最近の動向

# 1. 建設副産物モニタリング調査の結果

---

# 建設副産物モニタリング調査の概要

○建設副産物モニタリング調査は、概ね5年に1回実施される建設副産物実態調査を補完し、建設副産物の再資源化率等の毎年の変化を把握することを目的に、建設副産物情報交換システム（COBRIS）に登録された公共工事の情報等を用いて、2020（R2）年度※から実施している簡易調査。

※R2年度の調査結果は、R3年度に判明

## モニタリング調査 調査対象

## 建設副産物実態調査 調査対象

- 建設副産物実態調査の調査対象のうち、市町村を除く公共工事※  
※徳島市、高松市、松山市、高知市及びその外郭団体の発注工事は含む

区分		調査対象工事
公共工事	国土交通省直轄	地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事
	農林水産省直轄 その他の国の機関	地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事
	特殊法人等	国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事
	都道府県・政令市	都道府県・政令指定都市及びその外郭団体の発注工事
	市区町村 (政令市除く)	東京23区、政令市以外の市町村及びその外郭団体の発注工事
民間公益工事 (電力、ガス、電気通信、 J R、大手私鉄各社)	各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、J R、大手私鉄各社の発注工事	
民間工事 (民間公益工事除く)	日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、日本道路建設業協会、全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会、全国解体工事業団体連合会加盟の都府県解体業協会、全国工務店協会 上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事（個人発注も含む）	

# 建設副産物モニタリング調査結果

- 2022（R4）年度モニタリング調査で捕捉できている建設廃棄物の排出量は、約2,622万トンで、2018（H30）年度建設副産物実態調査の約35%。
- 品目別の捕捉率は、アスファルト・コンクリート塊が最も多くて約5割、コンクリート塊は約2割、建設混合廃棄物は約1割など。
- 公共工事からの排出量が多い品目は、高く捕捉できている一方、民間工事からの排出量が多い品目は捕捉率が低いのが特徴。

## 排出量/発生量※

(万トン/万m3)※

品目	実態調査結果(①) 2018(H30)	モニタリング調査結果(②) 2022(R4)	モニタリング調査の捕捉率 ②/①
建設廃棄物全体	7,440	2,622	35%
アスファルト・コンクリート塊	2,068	1,086	53%
コンクリート塊	3,690	813	22%
建設発生木材	553	167	30%
建設汚泥	623	285	46%
建設混合廃棄物	228	20	9%
建設発生土	28,998	10,880	38%

※ 建設発生土は発生量で単位は万m3、それ以外は、排出量で単位は万トン

# 建設副産物モニタリング調査結果

- 建設副産物モニタリング調査を2020（R2）年度以降、毎年実施。
- 全国的には、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率が2024（R6）年度の達成基準値を若干下回っているが、高い水準を維持。

対象品目	指標	実態調査結果	モニタリング調査結果				2024(R6)年度 達成基準
		2018(H30)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)		
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99.8%	99.8%	99.7%	99%以上	
コンクリート塊		99.3%	99.7%	99.7%	99.4%	99%以上	
建設発生木材	再資源化 ・縮減率	96.2%	98.3%	98.6%	98.0%	97%以上	
建設汚泥		94.6%	99.0%	97.3%	95.5%	95%以上	
建設混合廃棄物	排出率	3.1%	0.9%	1.5%	1.2%	3.0%以下	
<b>建設廃棄物全体</b>	<b>再資源化・縮減率</b>	<b>97.2%</b>	<b>98.3%</b>	<b>97.6%</b>	<b>97.4%</b>	<b>98%以上</b>	
建設発生土	有効利用率	79.8%	81.2%	86.7%	84.7%	80%以上	

- 建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は、2018（H30）年度の建設副産物実態調査結果と比べると、上回っており、高い水準を維持。
- モニタリング調査からは、再資源化率等の大幅な減少は確認されていない。
- 2024年度実施予定の建設副産物実態調査も踏まえ、引き続き実態を分析。

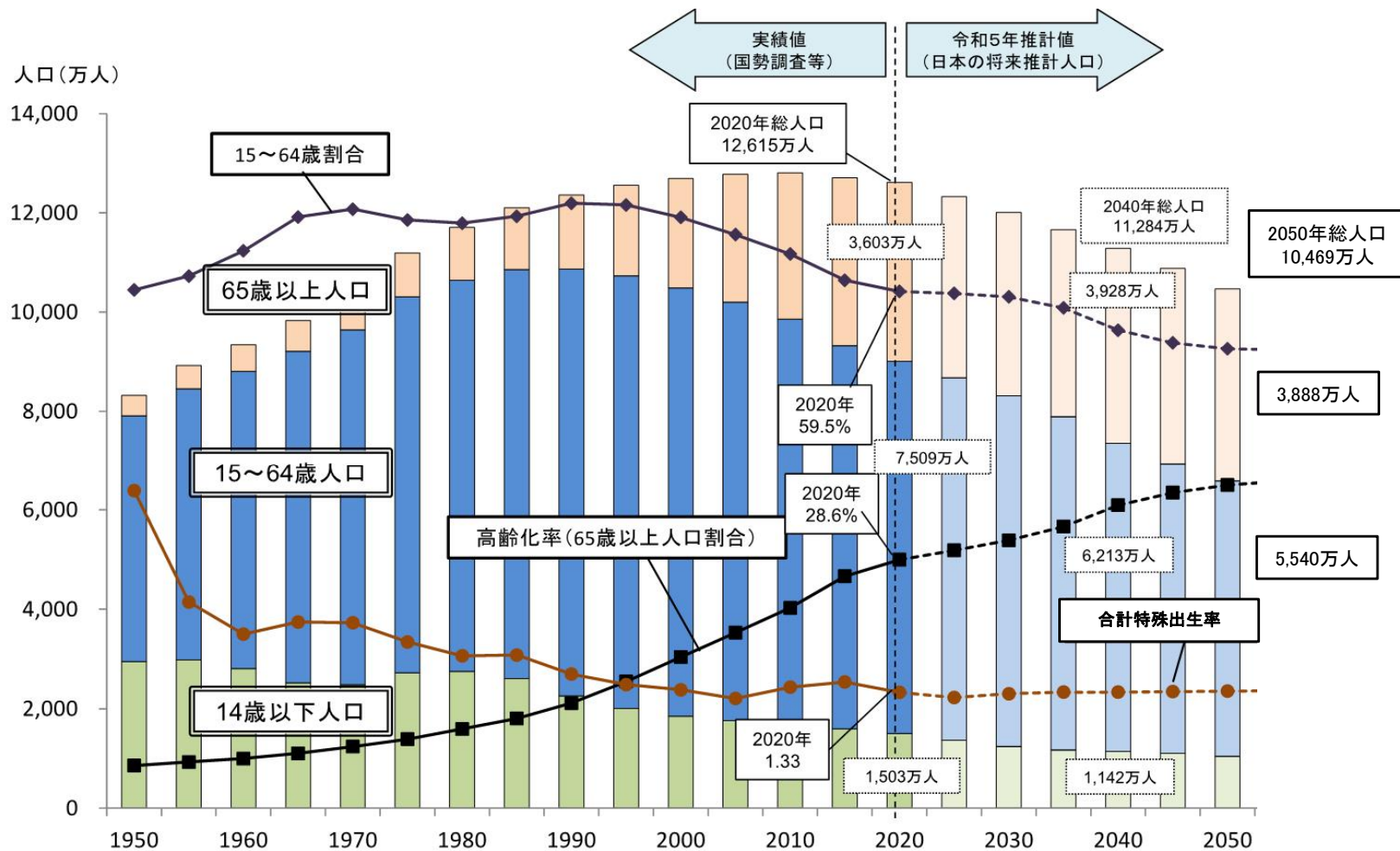


## 2. 人口動態、建設投資額等の推移

---

# 人口動態の推移と今後の見通し

- 我国の人口は2010年頃をピークに減少し、2050年は約10,469万人となる見込み。
- 生産年齢人口は2050年に約5,500万人（構成比53%）、高齢人口は約3,900万人（同37%）となる見込み。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」（出生中位(死亡中位)推計)

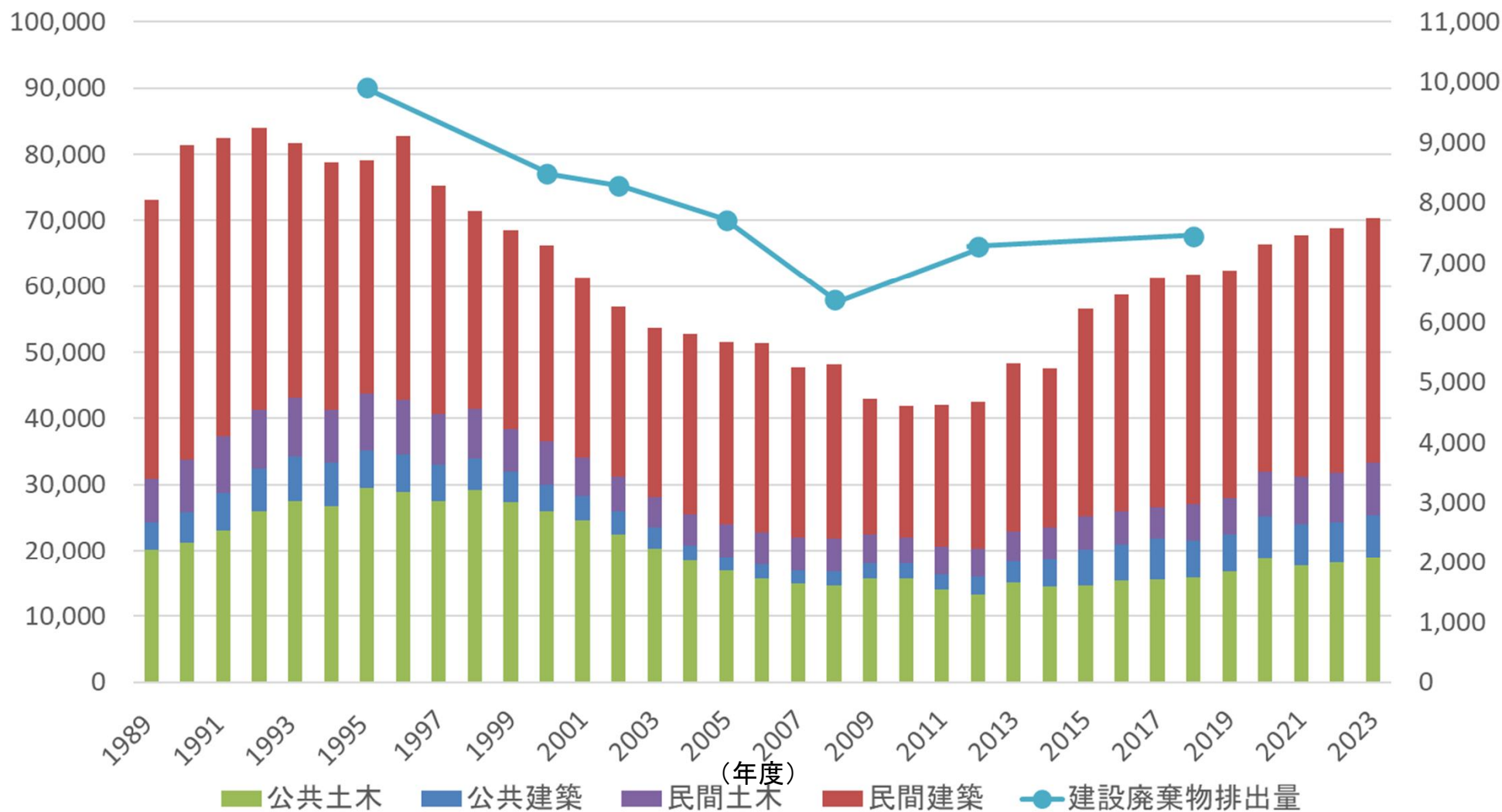


# 建設投資額と建設廃棄物の発生状況の推移

○建設投資額（名目ベース）は1992年度をピークに減少傾向であったが、2011年度以降は増加に転じ、2023年度は概ね70兆円台を回復する見通し。

（建設投資額：10億円）

（建設廃棄物排出量：万トン）



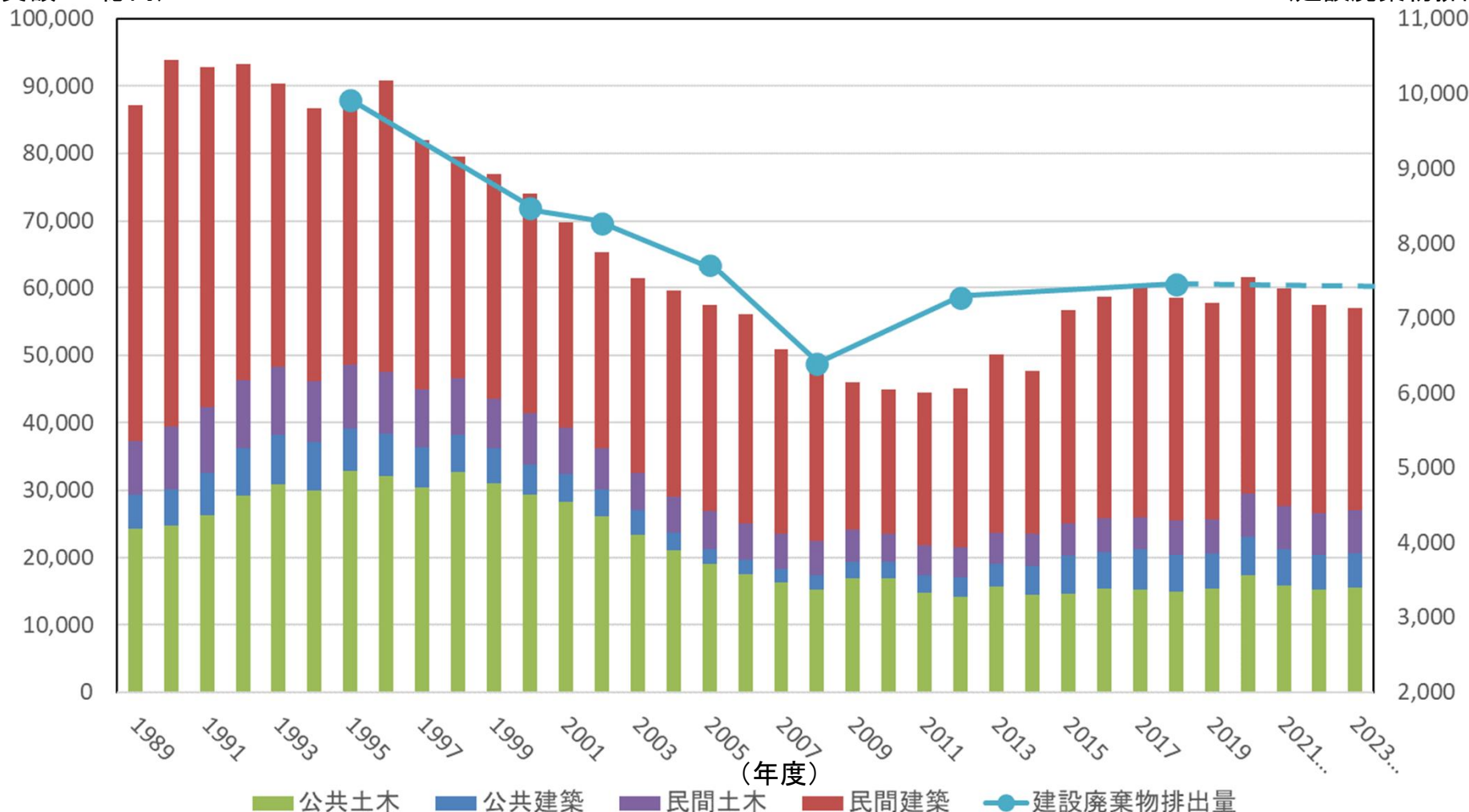
※ 建設投資見通し2023年度(e-stat.go.jp) 建設投資より、国土交通省 総合政策局 作成。2021、2022年度は見込み値、2023年度は見通し値。

# 建設投資額と建設廃棄物の発生状況の推移

- 他方、実質ベース（2015年基準）では1990年度をピークに減少傾向で、2011年度以降増加に転じたものの、2015年度以降は概ね60兆円弱で横ばいからやや減。
- 建設廃棄物排出量は実質ベースに、より傾向が近く、近年は約7,000万トン台半ば。

（建設投資額：10億円）

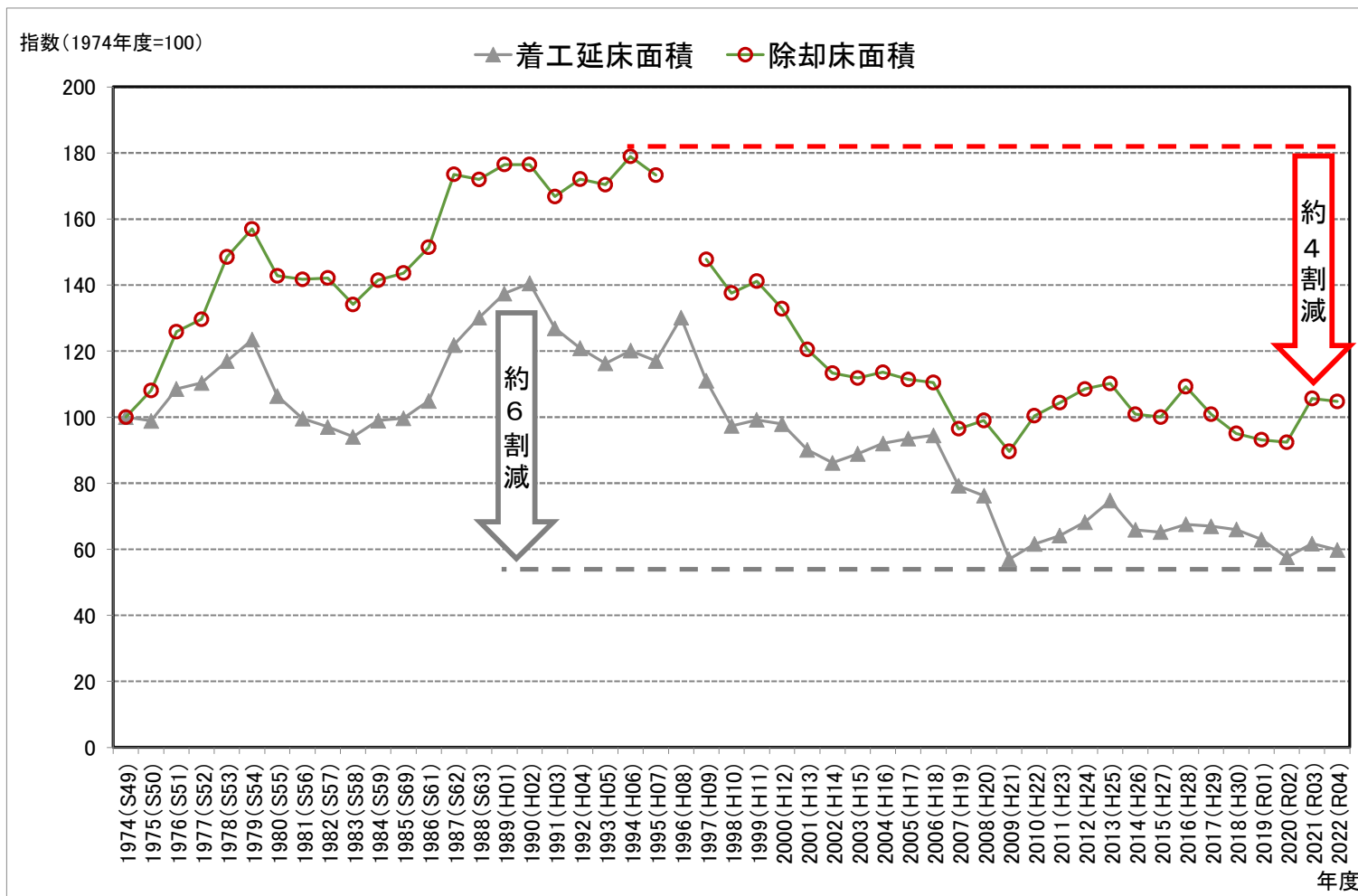
（建設廃棄物排出量：万トン）



※ 建設投資見通し2023年度(e-stat.go.jp) 建設投資(実質値:2015年度基準)より、国土交通省 総合政策局 作成。2021、2022年度は見込み値、2023年度は見通し値。 9

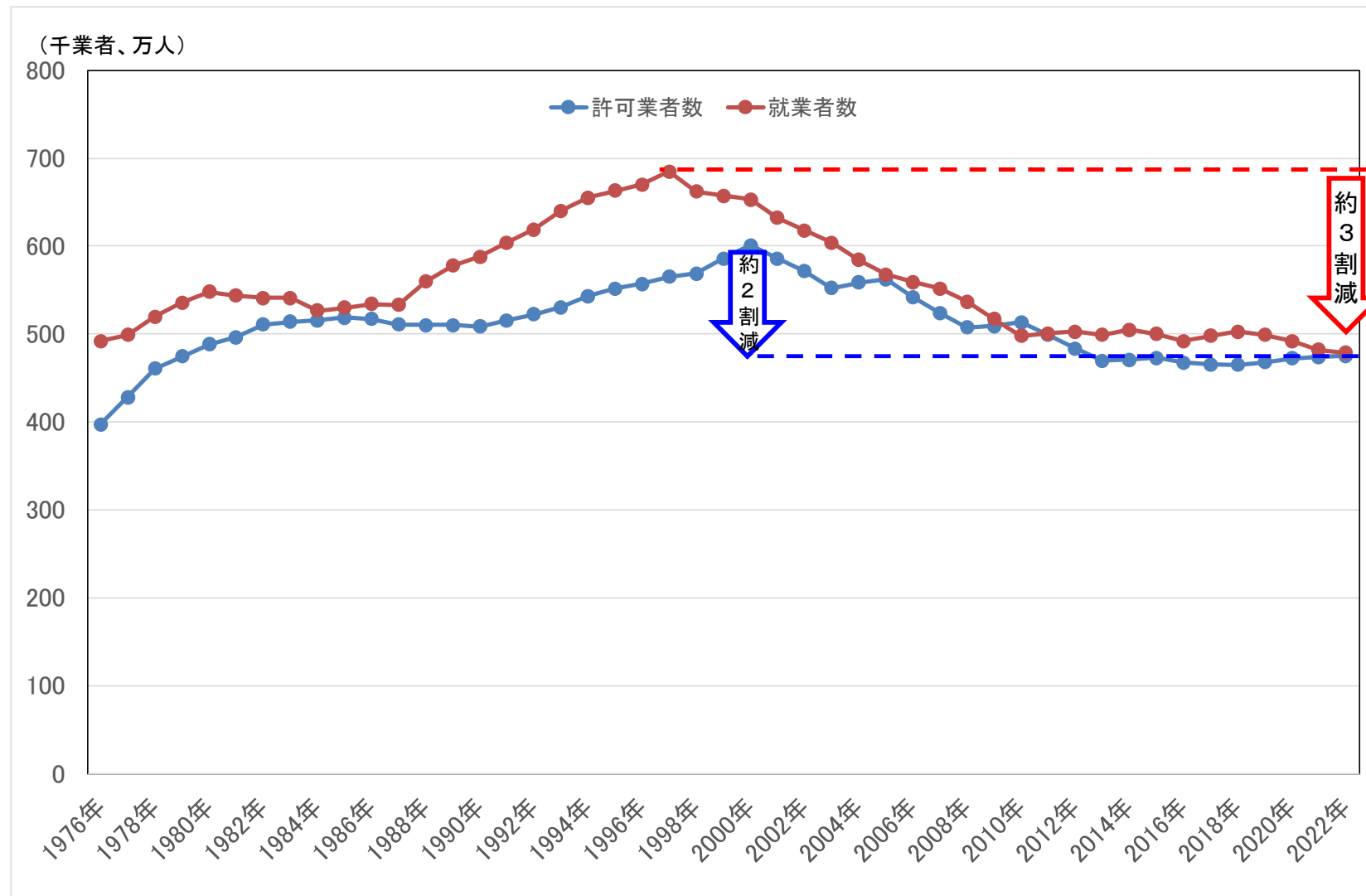
# 建築工事量等の推移

- 建築着工延床面積は1990（H2）年度をピークに減少傾向であったが、2009（H21）年度以降は概ね横ばいとなっており、2022（R4）年度は1990年度の約4割。
- 建築除却延床面積も1994（H6）年度をピークに減少傾向であったが、2006（H18）年度以降は概ね横ばいとなっており、2022（R4）年度はピーク時の約6割。



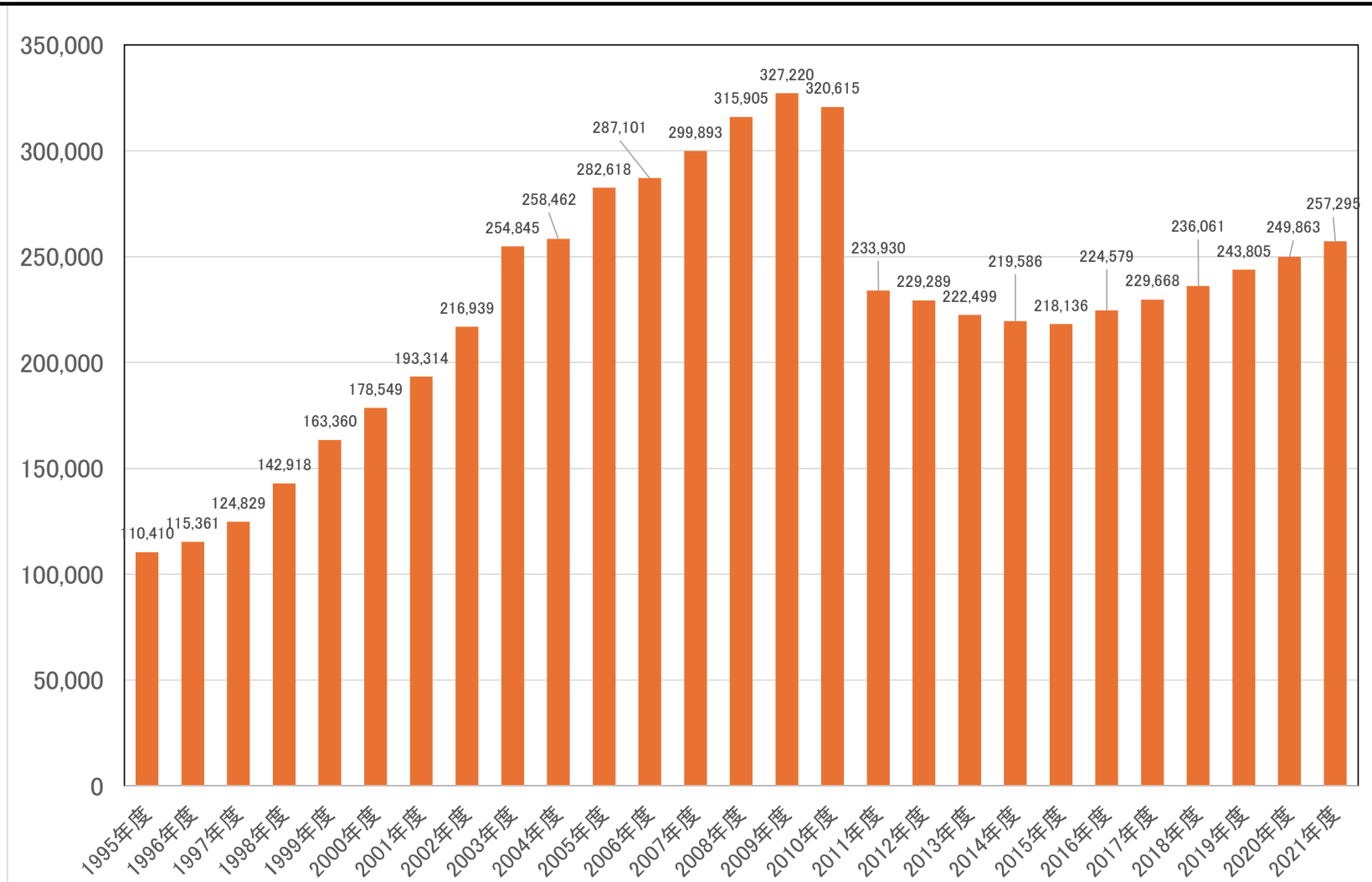
# 建設業許可業者数と就業人口の推移

- 2021 (R3) 年の建設業者数は約48万業者で、ピーク時の1999 (H11) 年から約2割減。
- 2022 (R4) 年の建設業就業者数は約479万人で、ピーク時の1997 (H9) 年から約3割減。



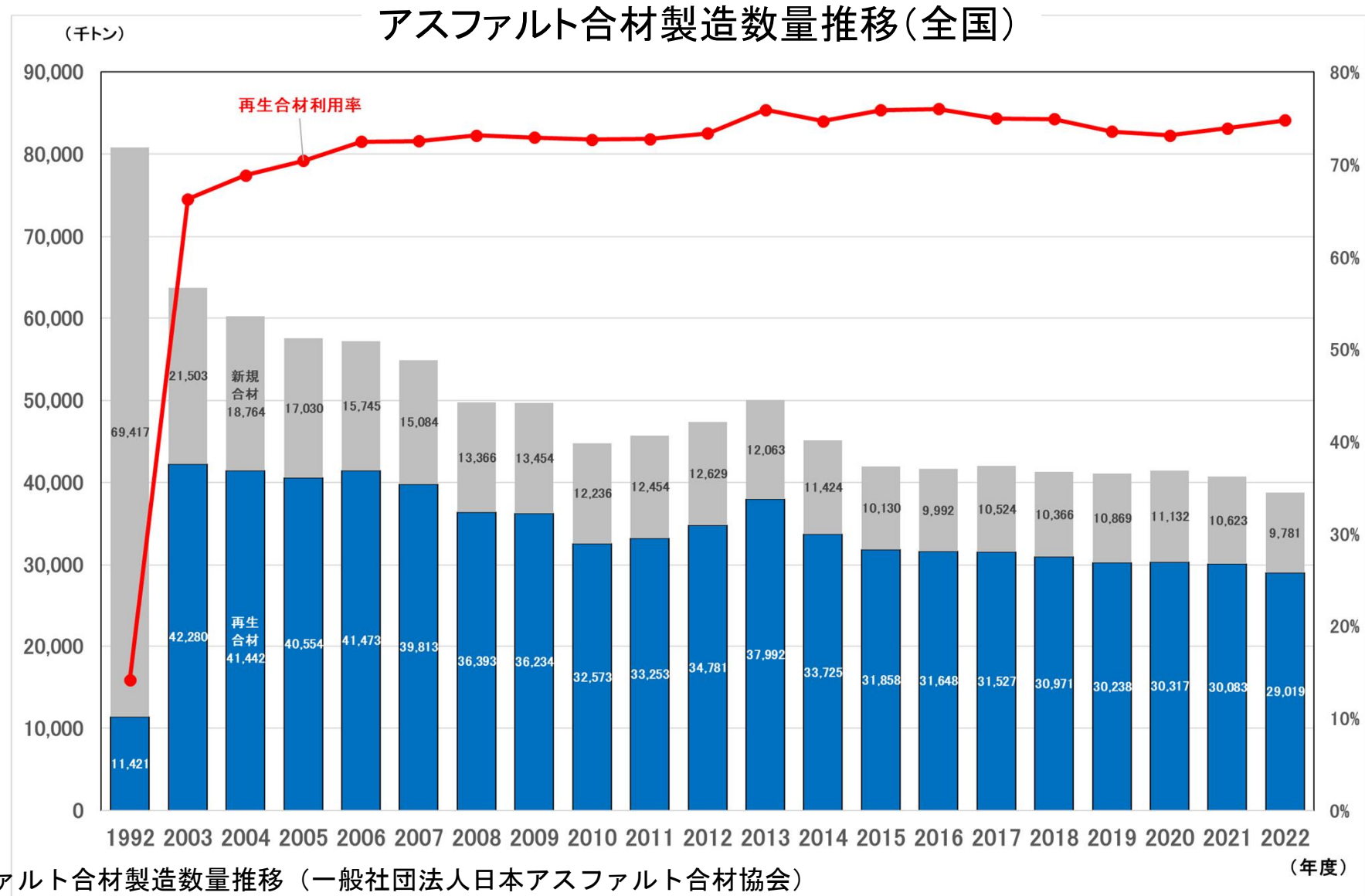
# 産業廃棄物処理業許可業者数の推移

- 産業廃棄物処理業許可業者数は、収集運搬業許可の基準が変更された2011（H23）年度以降、横ばいで推移していたが、近年は増加傾向。
- 2021（R3）年度の許可件数は約26万件で、処分業約1.4万件、収集運搬業約24万件。



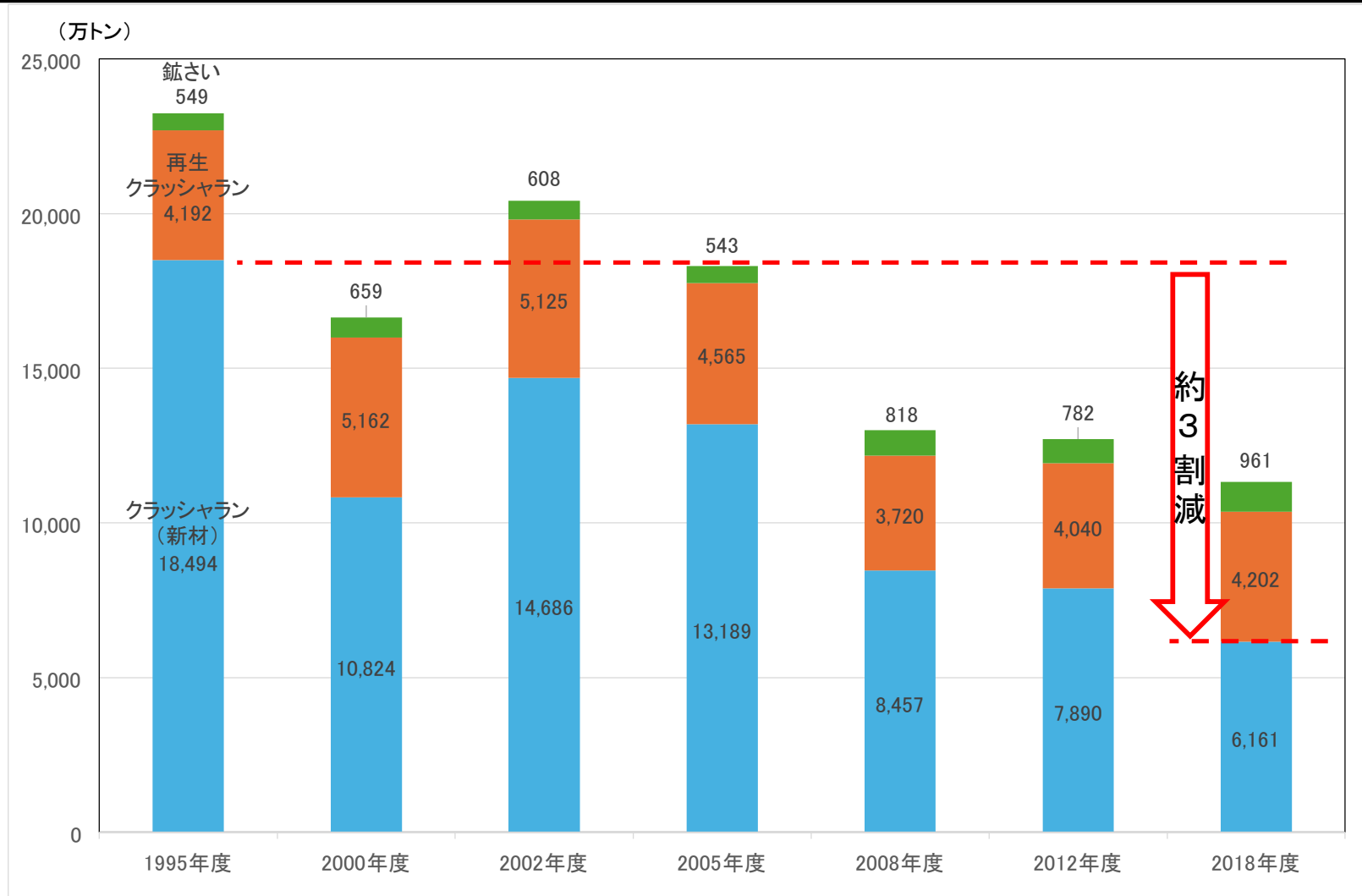
# 建設資材の利用量等の推移(アスファルト合材)

- アスファルト合材の製造量(2022年度)は約75%が再生合材、約25%が新規合材。
- 製造量は年々減少傾向にある一方、再生材の利用比率は高まっている。



# 建設資材の利用量等の推移(砕石)

○再生クラッシュラン利用量は、1995（H7）年度から概ね4,000万トン前後で推移する一方、新材クラッシュラン利用量は、全体として減少傾向にあり、2018（H30）年度は約6,161万トンとピーク時の約3割程度。



### 3. カーボンニュートラルを巡る動向

---



- 環境関連施策の充実・強化を図り、2050年のカーボンニュートラルを見据えつつ、2030年度までを計画期間とした国土交通省環境行動計画を2021（R3）.12に策定。
- 重点プロジェクトとしてインフラのライフサイクル全体での脱炭素化や、質を重視する建設リサイクルの推進を位置づけ。

## 政府の マイル ストーン

- **2050年カーボンニュートラルの宣言**  
菅内閣総理大臣が2020年10月所信表明演説にて2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明
- **2030年度温室効果ガス46%削減の表明**  
2021年4月に開催された地球温暖化対策推進本部において、菅内閣総理大臣が2030年度に、温室効果ガス(GHG)を2013年度から46%削減を目指し、50%の高みへの挑戦を続けことを表明

## 国土交通省 環境行動計画(2021(R3)年12月)

★国土交通省における環境関連 施策の充実・強化を図り、2050 年までを見据えつつ2030年度までを計画期間として、計画的・効果的な実施を推進するもの

### 【環境行動計画における重点プロジェクト】

#### ○インフラのライフサイクル全体での脱炭素化

- ・省CO2に資する材料等の活用促進、技術開発
- ・建設施工分野におけるICT施工の推進、革新的建設機械の導入拡大
- ・インフラサービスにおける省エネ化の推進

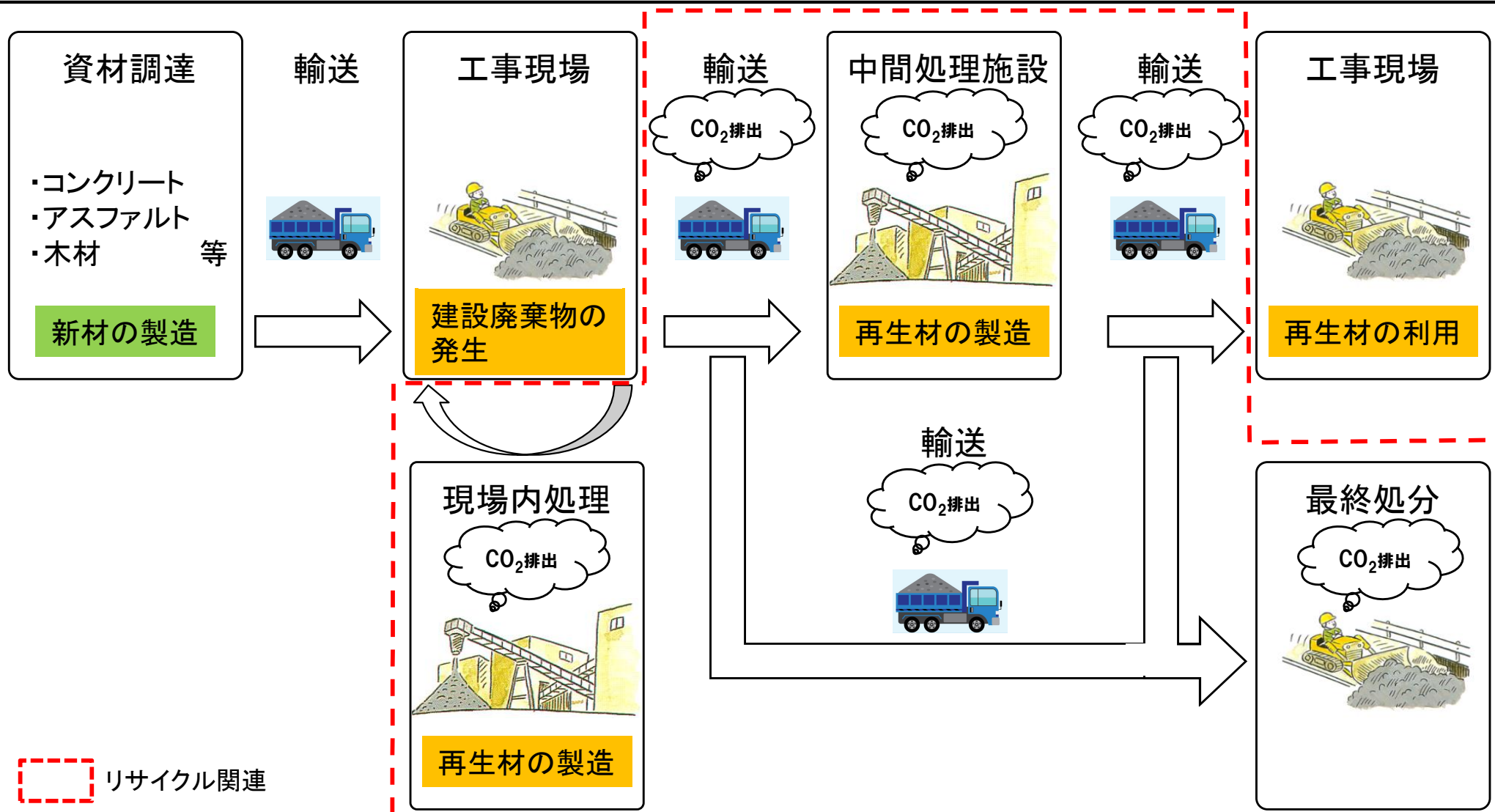
#### ○質を重視する建設リサイクルの推進

- ・廃プラスチックの分別・リサイクルの促進
- ・建設発生土の適正処理の促進

など

# 建設リサイクルにおけるCO2発生要因

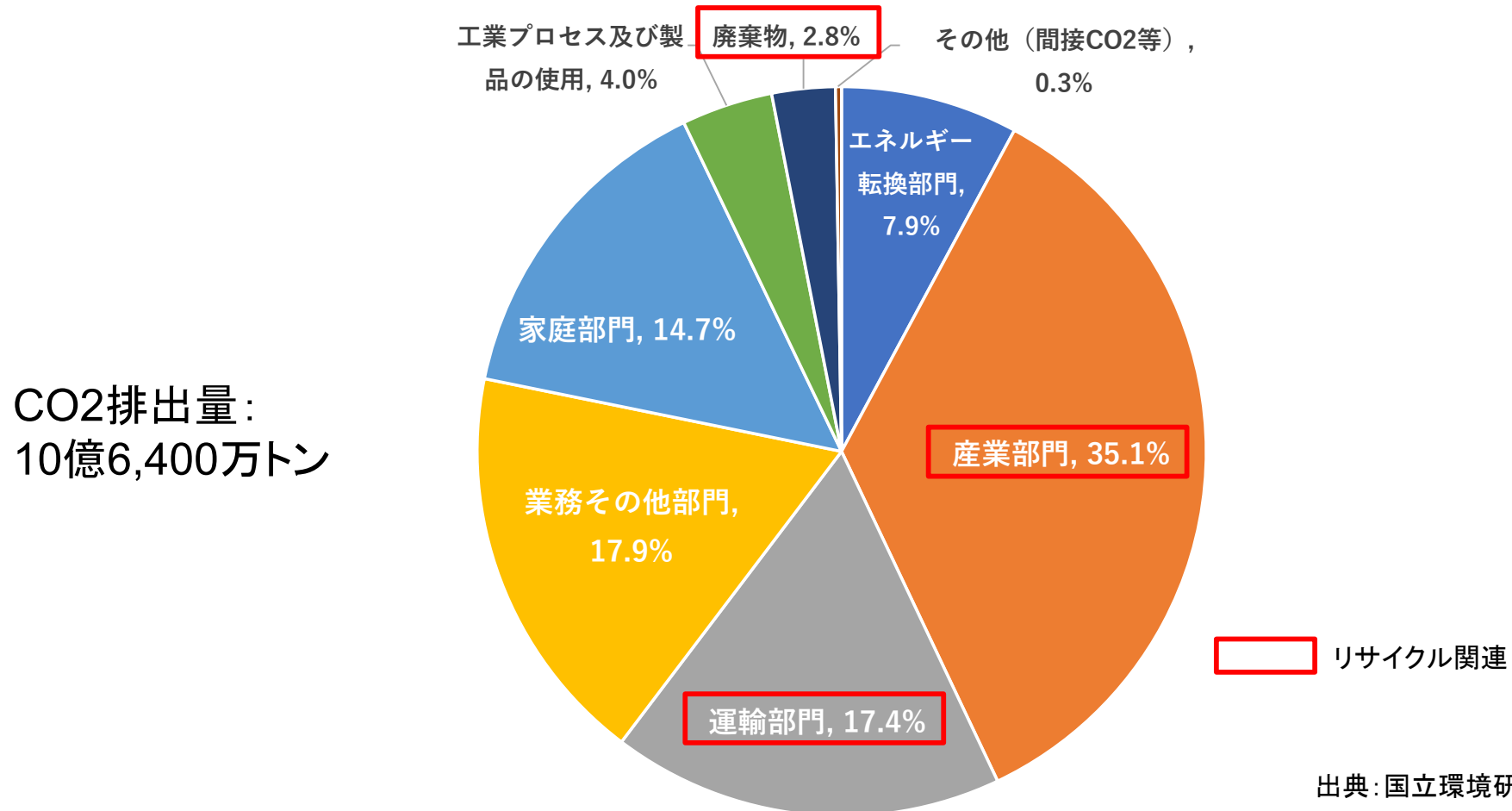
- 建設廃棄物が中間処理施設に輸送・処理され、再資源化もしくは処理された廃棄物が工事現場もしくは最終処分場に搬入される各段階でCO2が発生。
- 各段階でのCO2排出削減もしくはCO2吸収拡大によりカーボンニュートラルに貢献。



# インフラ分野における二酸化炭素排出量について

- 我が国における2021（R3）年度のCO2排出量は約10億6,400万トン。
- 建設分野におけるリサイクルに関するCO2は、産業部門や運輸部門、廃棄物に該当しており、これらの部門をターゲットにCO2取組を推進する必要。

部門別CO2排出量（2021（R3）年度）



# コンクリートのCO2固定に関する研究

- コンクリートは、炭酸化により大気中の二酸化炭素を固定し、破碎すると二酸化炭素の固定量が大きくなる。
- 再生骨材は炭酸化を行うことで品質が向上し、炭酸化による低品質再生骨材の改質技術や改質手法の検討が進展。

- ・コンクリートは、炭酸化と呼ばれる反応により建造物の供用期間を通して大気中の二酸化炭素を固定。
- ・建造物の解体により発生したコンクリート塊を再資源化のために破碎すると、
  - ・コンクリートの比表面積の増大
  - ・炭酸化が進行していない新しい破断面の出現
 などにより、二酸化炭素の固定量が大きくなる。<sup>1)2)3)</sup>

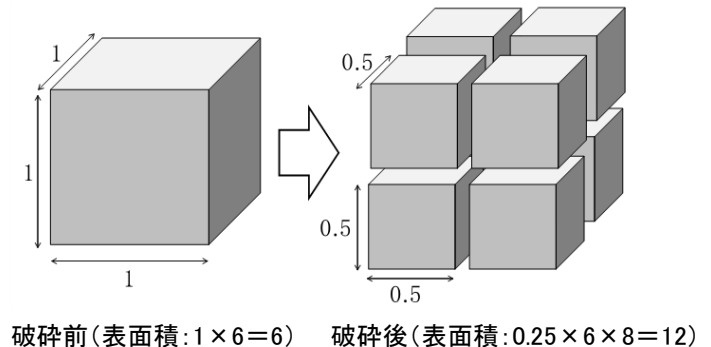


図 コンクリート塊の破碎による表面積の増加(模式図)

- ・再生骨材を炭酸化させた場合、骨材の基礎物性の改善が見込まれる。
- ・水セメント比が大きい場合のコンクリートの圧縮強度、中性化抵抗性などについても、再生骨材の炭酸化による効果が認められた。<sup>4)</sup>

1) セメント協会: C&Cエンサイクロペディア、PP.195~197、セメント協会、1996

2) 曾根真理、神田太郎: コンクリート塊の再資源化による二酸化炭素固定、建設の施行規格、2011年12月号

3) 長濱庸介、神田太郎、角湯克典: コンクリート用再生骨材等の再資源化の過程における二酸化炭素固定量、PP.26~29、土木技術資料56-7、2014

4) 小山明男: 再生骨材コンクリートの付加価値向上による利用拡大に向けた基礎的研究

## 4. 循環経済を巡る動向

---

- 2024 (R6) 年夏頃の第五次循環型社会形成推進基本計画策定に向けて、環境省の中央環境審議会循環型社会部会で、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた取組について議論。
- 経済産業省では2023 (R5) 年9月から産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会において、循環経済への移行を加速する上で必要となる制度的対応について議論。

## 中央環境審議会循環型社会部会におけるこれまでの議論

- ・ 資源生産性・循環利用率を上げていくためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなくて、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要ということで、線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することが鍵。
- ・ 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持または付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行が、資源消費を最小化し、廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースである。

## 産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会におけるこれまでの議論

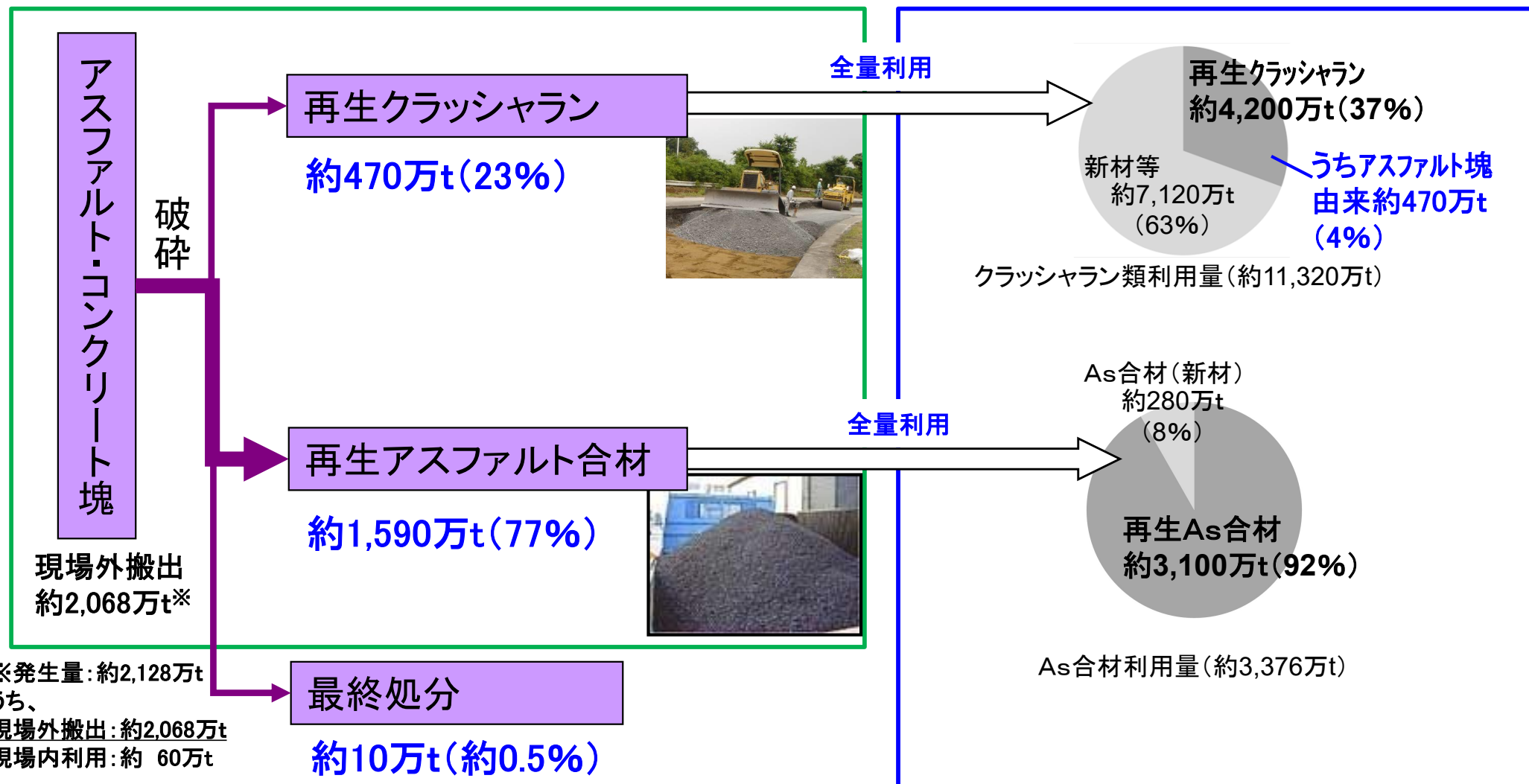
- ・ リサイクルとサーキュラーエコノミーの一番の違いは市場創出や価値づくりである。

# アスファルト・コンクリート塊の再生利用の状況

○アスファルト・コンクリート塊は、再資源化が比較的容易な再生アスファルト合材用骨材、再生クラッシャーランとして概ね全量が再資源化され、全量利用。

## 再資源化施設からの供給量

## 建設工事での利用量



※処理施設での再資源化量、建設工事での利用量の数値は、平成30年度建設副産物実態調査を元に算出

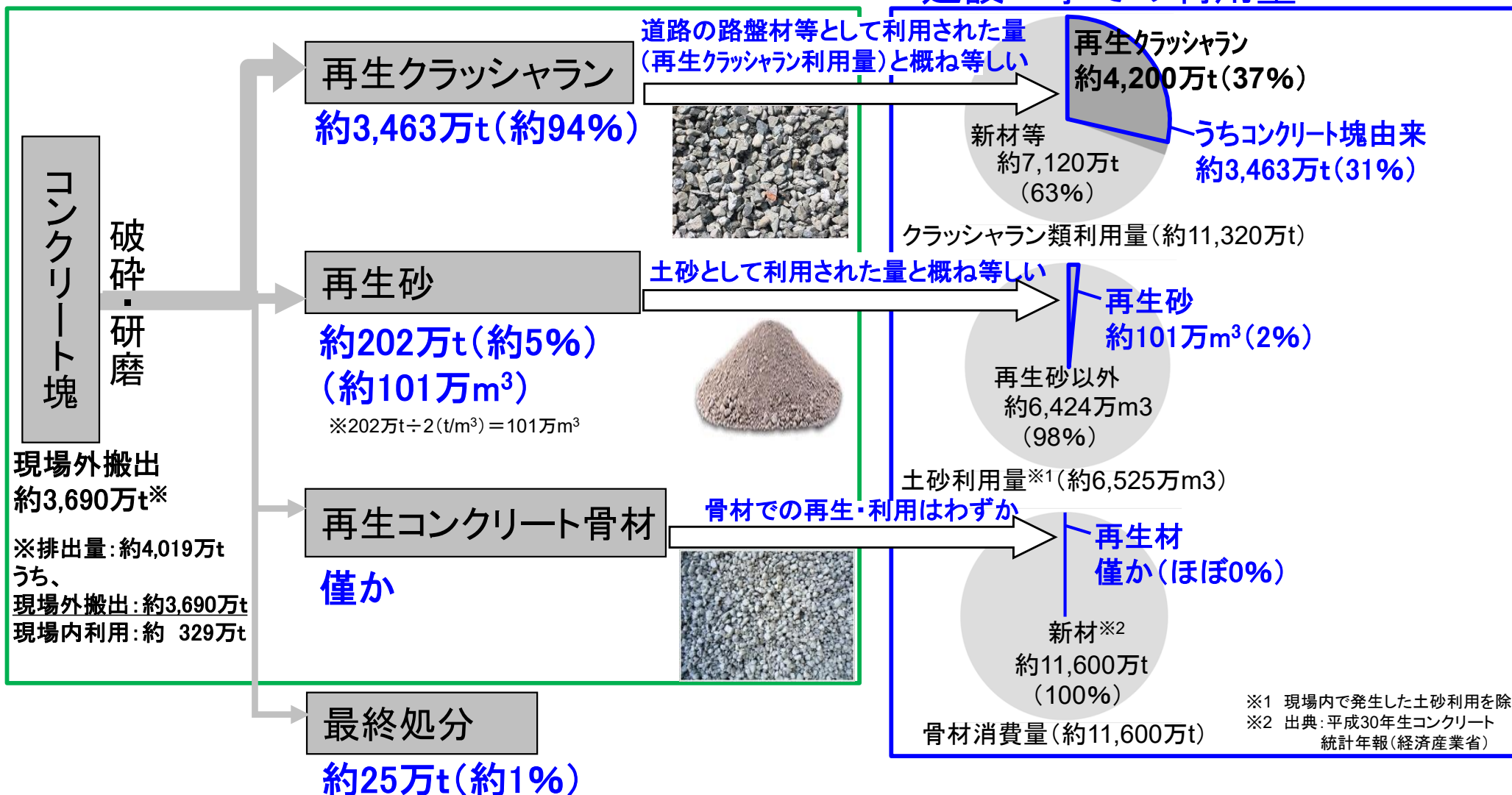


# コンクリート塊の再生利用の状況

○コンクリート塊は、再生クラッシュランとして概ね全量が再資源化され、道路の路盤材等として利用された量と概ね等しく、コンクリート骨材として再生・利用される量はわずか。

## 再資源化施設からの供給量

## 建設工事での利用量



※1 現場内で発生した土砂利用を除く  
※2 出典:平成30年生コンクリート  
統計年報(経済産業省)

※処理施設での再資源化量、建設工事での利用量の数値は、平成30年度建設副産物実態調査を元に算出

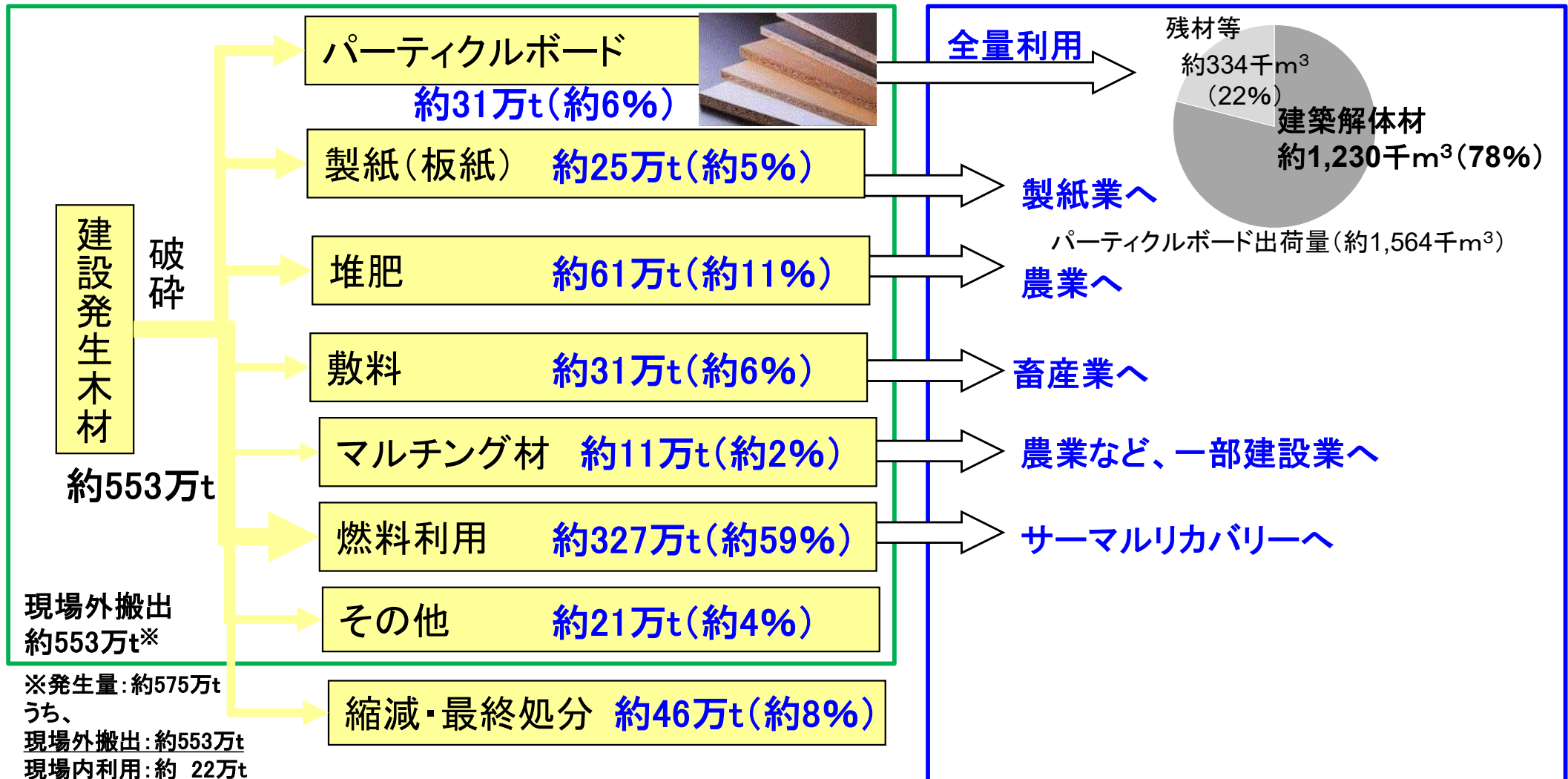


# 建設発生木材の再生利用の状況

○建設発生木材は、破碎処理によりチップ化され、そのうち約6割以上が燃料用チップに加工され、バイオマス発電などでサーマルリカバリーされている。

## 再資源化施設からの供給量

## 建設工事等での利用量



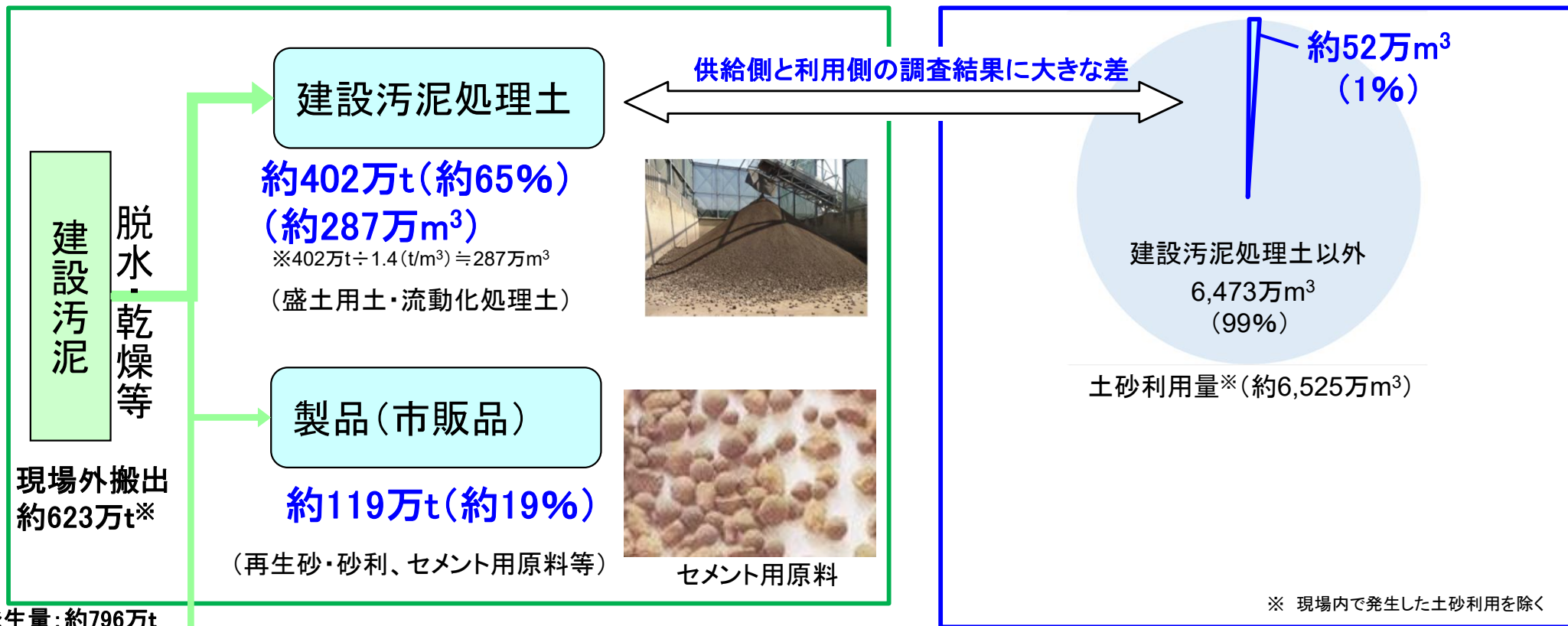
※処理施設での再資源化量、建設工事での利用量の数値は、平成30年度建設副産物実態調査を元に算出

# 建設汚泥の再生利用の状況

- 建設汚泥は、再資源化施設における調査では、約8割（約287万m<sup>3</sup>）が建設汚泥処理土として再資源化され、供給。
- 一方、実際の建設工事の現場における調査では、約52万m<sup>3</sup>しか利用されておらず、供給側と利用側の調査結果に大きな差。

## 再資源化施設からの供給量

## 建設工事での利用量



※発生量: 約796万t  
うち、  
現場外搬出: 約623万t  
現場内利用: 約172万t

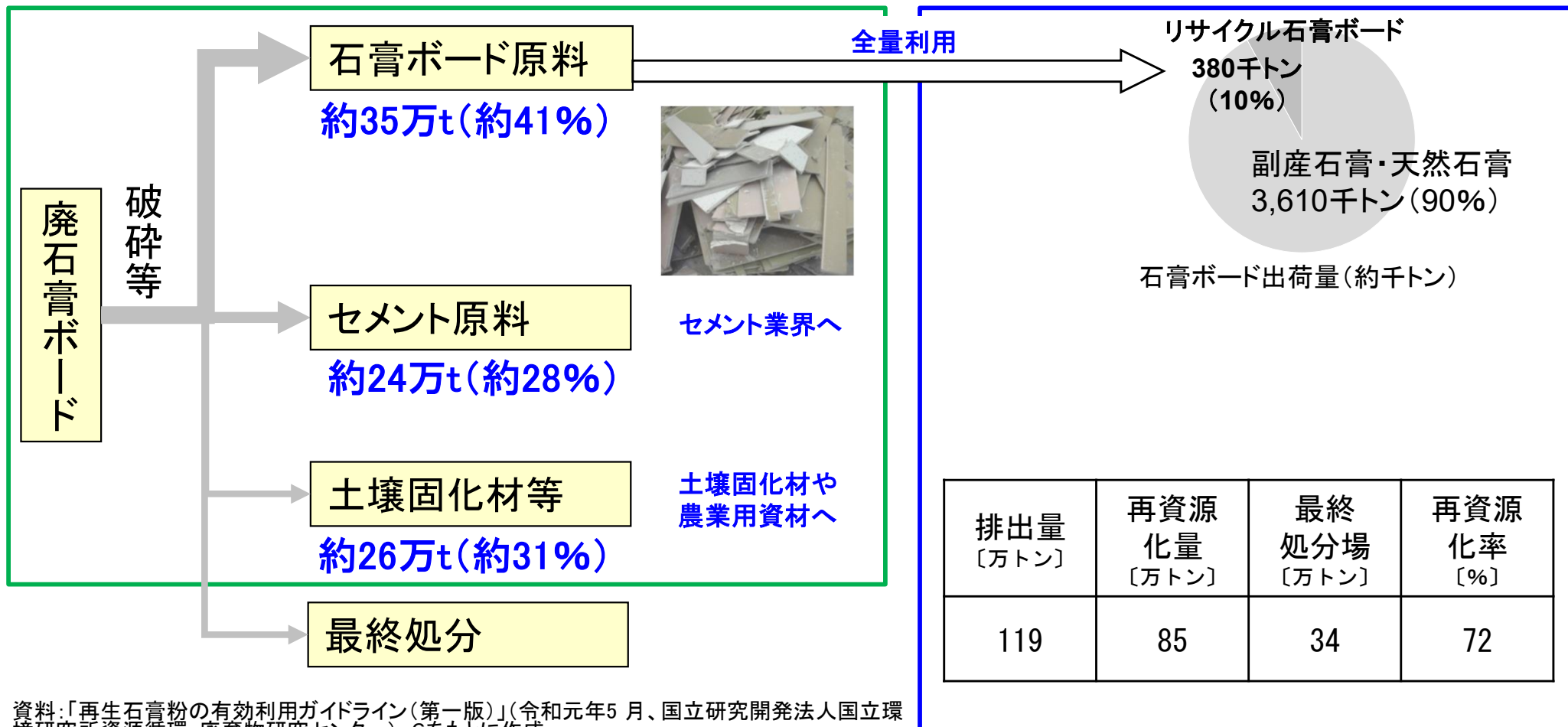
※処理施設での再資源化量、建設工事での利用量の数値は、平成30年度建設副産物実態調査を元に算出

# 廃石膏ボードの再生利用の状況

- 廃石膏ボードは、排出量の約7割に当たる約85万トンが再資源化され、そのうち約4割が石膏ボード原料となるが、利用量全体に占めるリサイクル品の割合は約1割。
- 再資源化される廃石膏ボードのうち、残りの約6割はセメント原料や土壌固化材等に。

## 再資源化施設からの供給量

## 建設工事での利用量



資料:「再生石膏粉の有効利用ガイドライン(第一版)」(令和元年5月、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター)p6をもとに作成






## 5. プラスチックのリサイクルを巡る動向

---

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

- 令和3年6月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立。
- 建設分野においても、プラスチック排出事業者は発生抑制・再資源化等に取り組む必要。

## 法律における個別の措置事項

設計・製造	<p><b>【環境配慮設計指針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li> </ul> </li> </ul>	 <p>&lt;付け替えボトル&gt;</p>
販売・提供	<p><b>【使用の合理化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> </ul>	 <p>&lt;ワンウェイプラスチックの例&gt;</p>
排出・回収・リサイクル	<p><b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源について、市区町村による<b>容リルートを活用した再商品化</b>を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> <li>● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の<b>再商品化計画</b>を作成する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>	 <p>&lt;プラスチック資源の例&gt;</p>
	<p><b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化</b>する計画を作成する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>	 <p>&lt;店頭回収等を促進&gt;</p>
	<p><b>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が<b>再資源化事業計画</b>を作成する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>	

建設分野においても、プラスチックの排出事業者は排出抑制・再資源化等に取り組むことが必要

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行



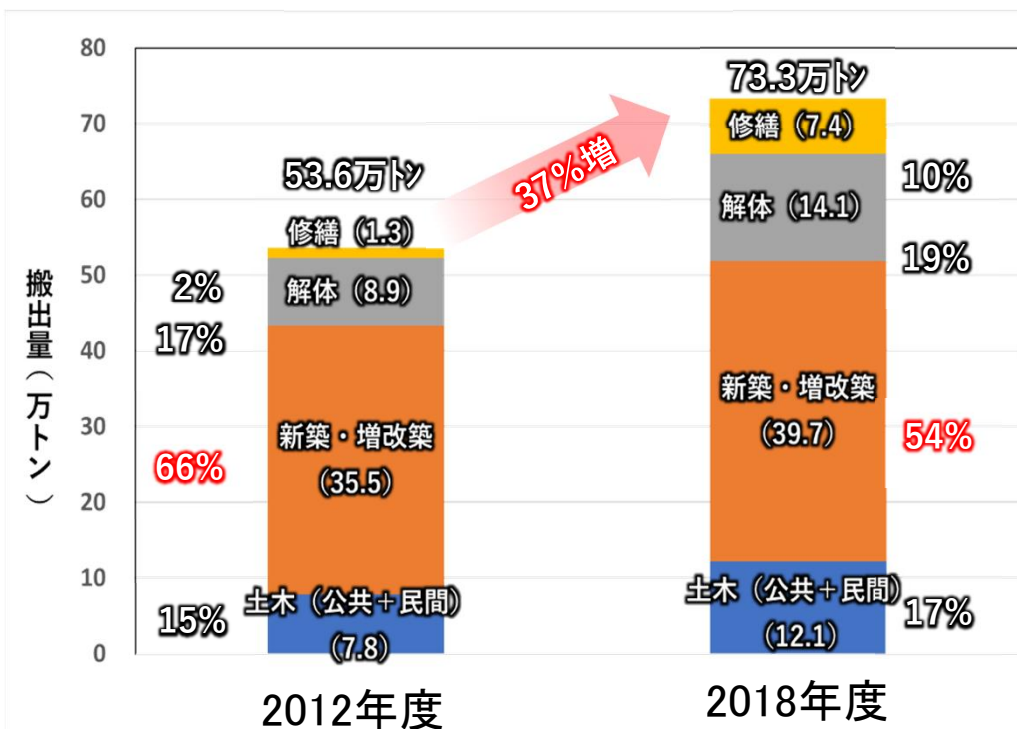
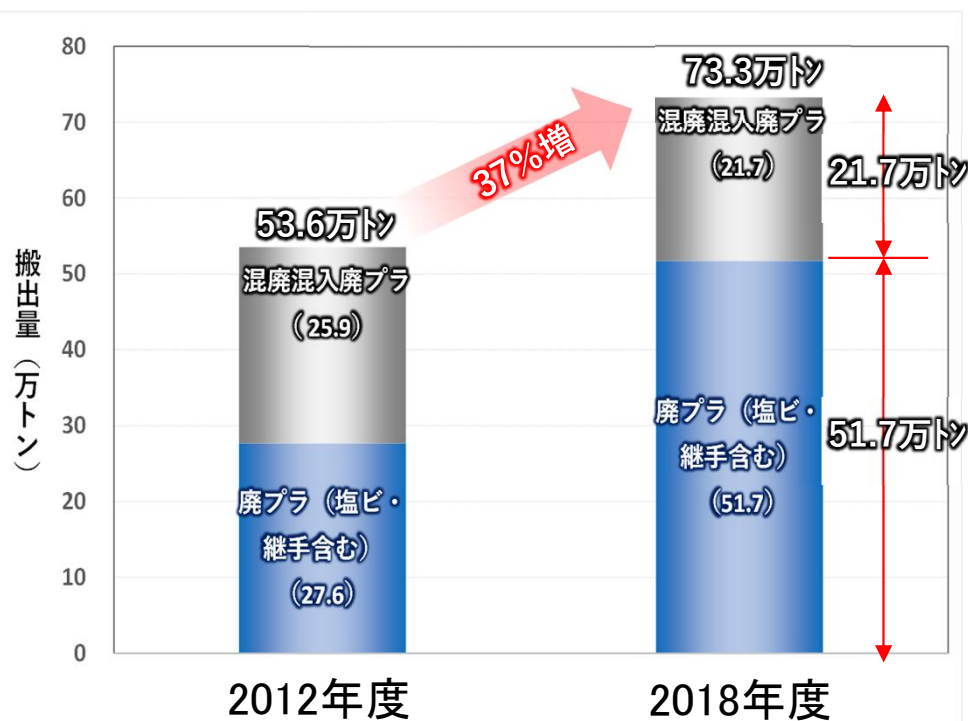
# 建設工事における廃プラスチック類搬出状況

- 建設工事から排出される廃プラスチックは約73.3万トンと推計されており、うち、現場分別されて排出される廃プラスチックは約51.7万トン（H30年度）で約7割。
- 総排出量は前回調査（H24年度）比約37%増。排出元の工事種類別では、新設・増改築が過半数を超えるものの、修繕工事の比率が増加傾向。土木はほぼ横ばい。

## 建設工事から排出される廃プラスチック量

### 【排出区分別】

### 【工事種類別】



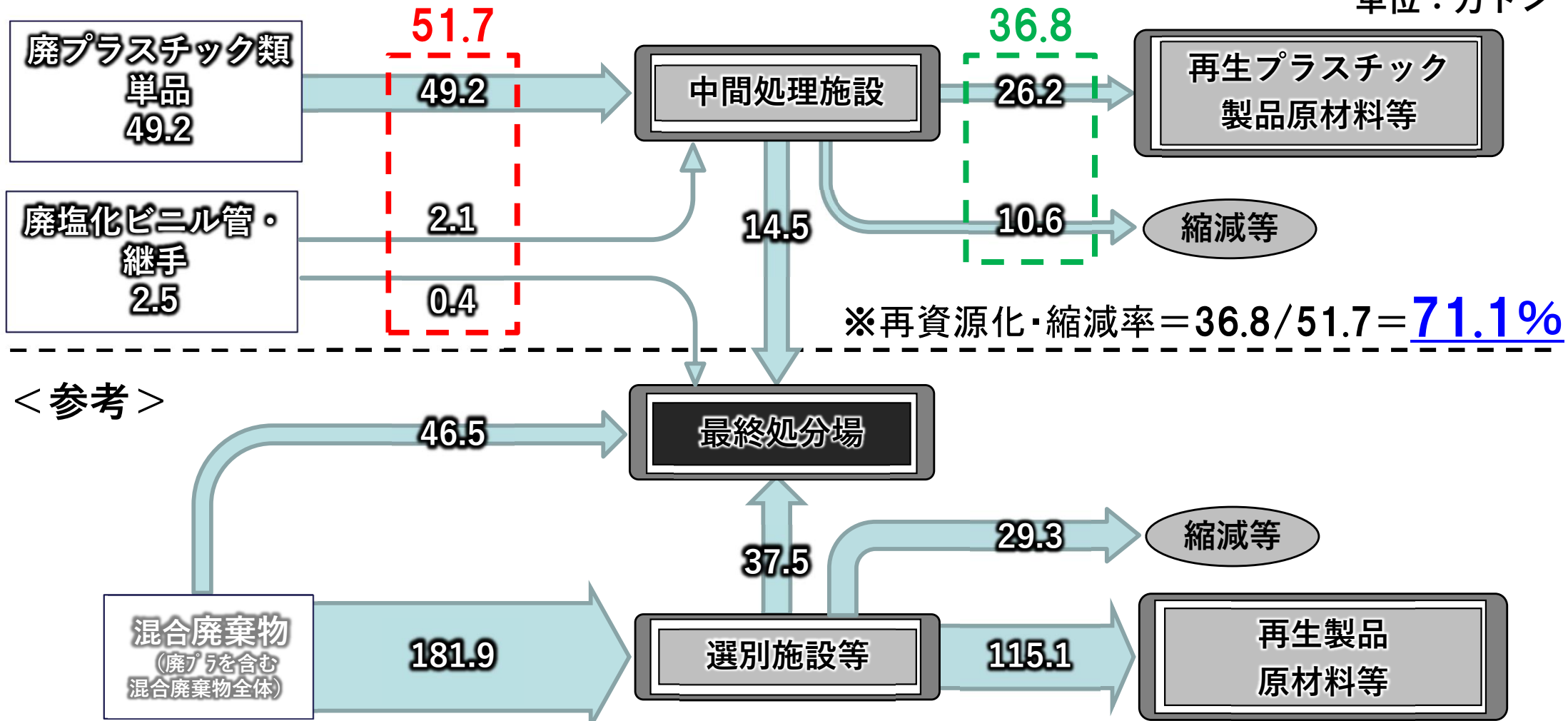
注：※建設混合廃棄物中の廃プラスチックの重量割合は、建設廃棄物協同組合「建設系混合廃棄物の徹底比較 解体・新築」を用いた  
ただし、同資料は新築、解体の2区分のみであるため、土木は新築、修繕は解体の割合を用いた。

出典：「H30年度建設副産物実態調査結果」  
※四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

# 建設工事における廃プラスチック類搬出状況

単位：万トン

○建設工事から排出されるプラスチック類及び塩化ビニル管・継手計約51.7万トンは、中間処理施設で破碎等処理され、うち約26.2万トン（約50.6%）が再生製品の原料に再資源化。焼却など縮減量も加味した再資源化・縮減率は約71.1%。



出典：「H30年度建設副産物実態調査結果」※四捨五入の関係で合計があわない場合がある。  
 廃プラスチック類の中間処理後のフローは、環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等」を用いている。

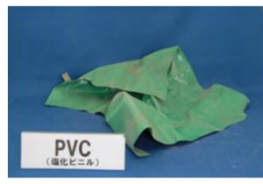
# 廃プラスチック類の現場分別

- 建設現場では多様な廃プラスチック類を排出。
- 現場における効率的かつ効果的な分別を行うことにより、廃プラスチックの再資源化を進める必要。

現場における廃プラスチックの具体例



雨樋(軒樋)



養生シート



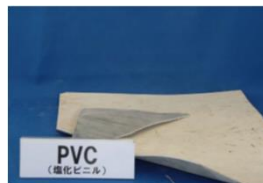
PPバンド



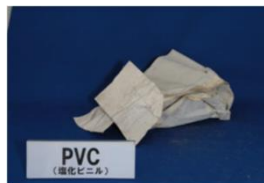
土嚢袋



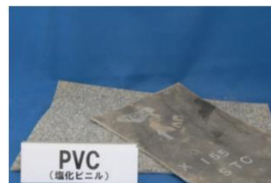
塩ビ管



床材



壁紙



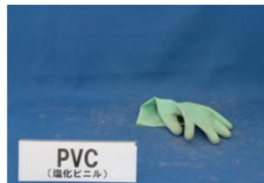
タイルカーペット



断熱材(発泡PS)



包装フィルム



手袋



エアキャップ

名称(仮称)		具体的品目例	
全般 (下記に区分しない場合)		下記品目を含む廃プラ全般	
広域認定品		床材、押出ボード、発泡スチロール等 (汚れ、異物付着・混入ないこと、品目別、メーカー別に分別)	
有価物		汚れ、異物付着・混入ないこと、品目別、有価で取引されるPPバンド等	
汚れ有	塩ビ系	壁クロス、長尺シート等	
	非塩ビ系	PPバンド、ビニールシート、空スプール等	
汚れ無	塩ビ系	壁クロス、長尺シート等	
	非塩ビ系	硬質	ビニールシート、空スプール等
		軟質	ポリエチレン養生シート
	硬質軟質	壁クロス、長尺シート等	
発泡ウレタン・スチロール		発泡スチロール、押出ボード等	



## 6. 盛土等に関する最近の動向

---

## 盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)

○盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検** (令和4年3月)



R3.7 静岡県熱海市

死者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、  
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

## 制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”

※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆**国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針を策定**し、その方針の下、**都道府県知事等が規制を実施**

# 盛土規制法（1. スキマのない規制）

## 規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
  - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
  - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
    - ※ 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

## 規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
  - ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

### （参考）改正前の宅地造成工事規制区域

#### 【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



#### 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

#### <宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



### 新制度による規制区域

#### 【規制対象】

※（下線部）：規制を強化する部分

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



#### 【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

#### <新制度による規制区域のイメージ>



# 盛土規制法（2. 盛土等の安全性の確保）

## 許可基準・手続

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

## 中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

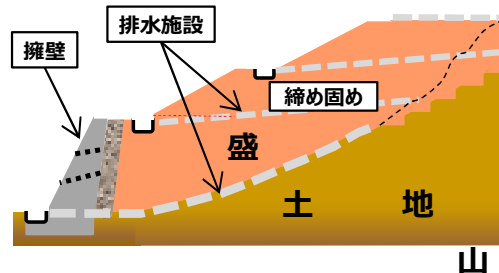
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

## ■ 災害防止のための安全基準の設定

### <盛土・切土>

(主な安全基準)

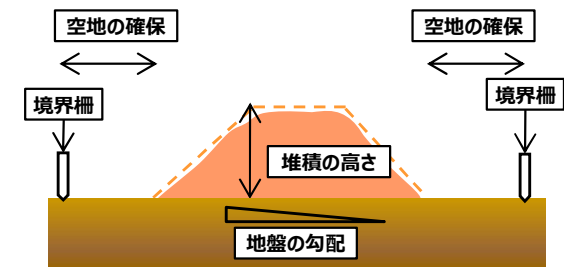
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



## ■ 施工中・完了時の安全確認

工事の許可

工事着手

### ○ 中間検査

例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



### ○ 完了検査

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等

工事完了

### ○ 定期報告

工事完了時までの3ヶ月ごと（各自治体において報告期間を短縮することは可能）に報告

例：盛土・切土又は堆積した土石の土量 等



- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化  
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

工事の適正な施工

施工後の適正な管理

造成主

工事施工者

土地所有者等

原因行為者※

(※過去の土地所有者等)

常時安全な状態に  
維持する責務

管理責任の明確化

- ・無許可での盛土
- ・安全基準違反
- ・検査の受検義務違反
- 等の違反があった場合

- **施工停止命令**
- **災害防止措置命令**  
(擁壁の設置等)

管理不全等により  
安全性に問題が  
生じている場合

- **改善命令**  
(擁壁の設置等)

機動的な是正命令

都道府県知事等

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**

実効性のある罰則

- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置（最大で3億円以下）

# 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

○ 工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等を進め、また、元請業者に対する取組を強化し、建設発生土の搬出先の明確化等を実施。

## 指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

## 【指定利用等の取組状況】

国 : 99%  
 都道府県: 88% 政令市: 77%  
 市区町村(政令市除く) : 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

## 建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

### 【R5施行の概要】

- 計画書の作成対象工事の拡大(土砂1,000<sup>m</sup> → 500<sup>m</sup>)、保存期間の延長(1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化  
 【省令改正: R5.1.1施行】  
 ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化  
 【政令改正: R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化  
 【省令改正: R5.5.26施行】  
 スtockヤード運営事業者の登録制度の創設により、Stockヤードからの搬出先を明確化  
 【告示: R5.5.26施行】

### 【R6施行の概要】

- 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認※を義務化  
 【省令改正・告示: R6.6.1施行(1年間の登録猶予期間後施行)】

## 【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書	
請負会社	●●株式会社
工事所在地	●●市●●町●●
建設発生土	●●●● m <sup>3</sup>
搬出先	●●工事 ●●●● m <sup>3</sup> ●●処分場 ●●●● m <sup>3</sup>
コンクリート	……………
アスファルト・コンクリート	……………
木材	……………

※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる

- ・国又は地方公共団体が管理する場所
- ・他の建設現場で利用する場合
- ・登録Stockヤード
- ・最終処分場



## 盛土規制法等

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

# 建設発生土の適正処理等の状況(令和4年度)

- 令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査によると、市区町村の1/4が搬出先の明示を未実施。
- また、市区町村の約1割が運搬・処分費を適切に計上できていない状況。

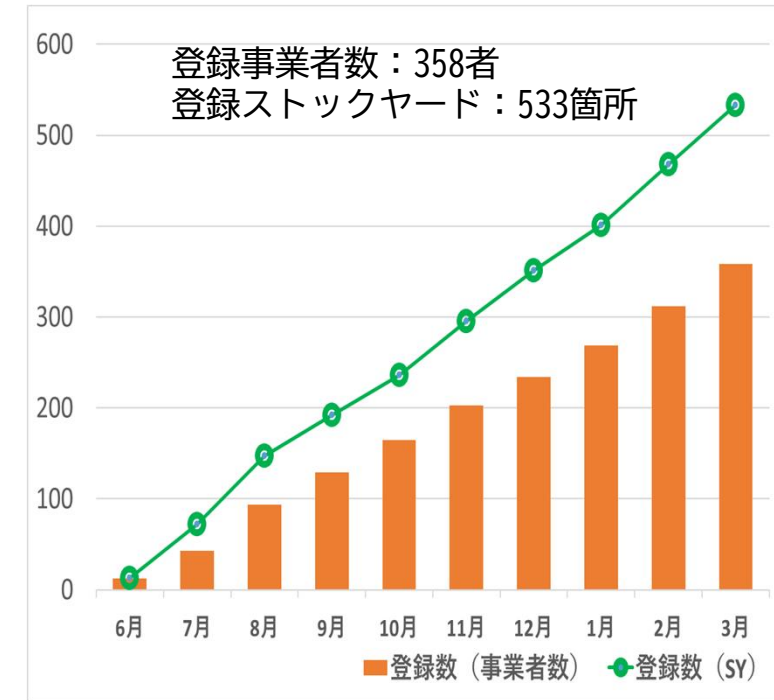
	団体数	建設発生土の搬出先の明示				建設発生土の運搬・処分費用の 予定価格への適切な計上				
		原則実施		原則未実施		原則実施		原則未実施		
国	19	14	73.7%	5	26.3%	16	84.2%	3	15.8%	
特殊法人等	121	89	73.6%	32	26.4%	115	95.0%	6	5.0%	
地方 公共 団体	都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	47	100.0%	0	0.0%
	政令市	20	18	90.0%	2	10.0%	20	100.0%	0	0.0%
	市区町村	1,721	1,269	73.7%	452	26.3%	1,543	89.7%	178	10.3%
合計	1,928	1,437	74.5%	491	25.5%	1,741	90.3%	187	9.7%	

※原則実施に至っていない国の機関：総務省、外務省、厚生労働省、会計検査院、人事院

- 資源有効利用促進法省令改正による建設発生土の計画制度の強化と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設（R5.5.26施行）。
- 登録ストックヤードに搬出した場合、元請業者は建設発生土の最終搬出先確認が不要（R6.6.1施行）。
- 全国の登録数は、事業者数358者、登録ストックヤード数533箇所（R6.3.15時点）。



●ストックヤード登録状況（R6/3/15時点）



## 登録のメリット

- 令和6年6月以降は、登録ストックヤードへ搬出することにより、元請業者の負担が軽減することから、**より一層選ばれやすくなる**ことを期待。
- 登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することを想定。
- 発注者が指定する搬出先として登録ストックヤードが活用されることが期待。



# 建設発生土の有効利用促進に向けた取組

○建設発生土の有効利用を促進するため、以下の取組を実施。

## 1. 建設発生土情報交換システムの利用促進

○公共工事間での建設発生土の有効利用(工事間利用)促進を目的としたWebシステム。

## 2. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムの利用促進

○公共工事(官)と民間工事(民)の間での建設発生土を有効利用(工事間利用)促進を目的としたWebシステム。H27年度から実施。

## 3. 建設発生土の利活用事例集の作成・公表

○①他機関との工事間利用、②低質土(第4種発生土、泥土等)の有効活用、③土質改良土の利活用、④建設発生土の発生抑制、に関する個別工事での取組47事例を整理。

○また、地方公共団体独自の建設発生土の利用調整の取組6事例も整理。

○以上をまとめて、事例集として国土交通省HP 上でR4.12、公開。

## 4. 建設発生土の保管場所一覧の公表

○全国の都道府県・指定市を対象に、建設発生土のストックヤード・土質改良プラント・受入地の実態調査を行い、公表可能な箇所について、その利用形態や所在地を整理した一覧表を作成し、各地方整備局等のHP上でR5.1、公開(随時、追加・更新予定)。

# 1. 建設発生土情報交換システム

- 公共工事間での利用調整を目的に、建設発生土情報交換システムを運用。
- 公共工事の受発注者は、建設発生土を他の工事で有効活用するために必要な情報を、ウェブ上のシステムでリアルタイムに交換可能。

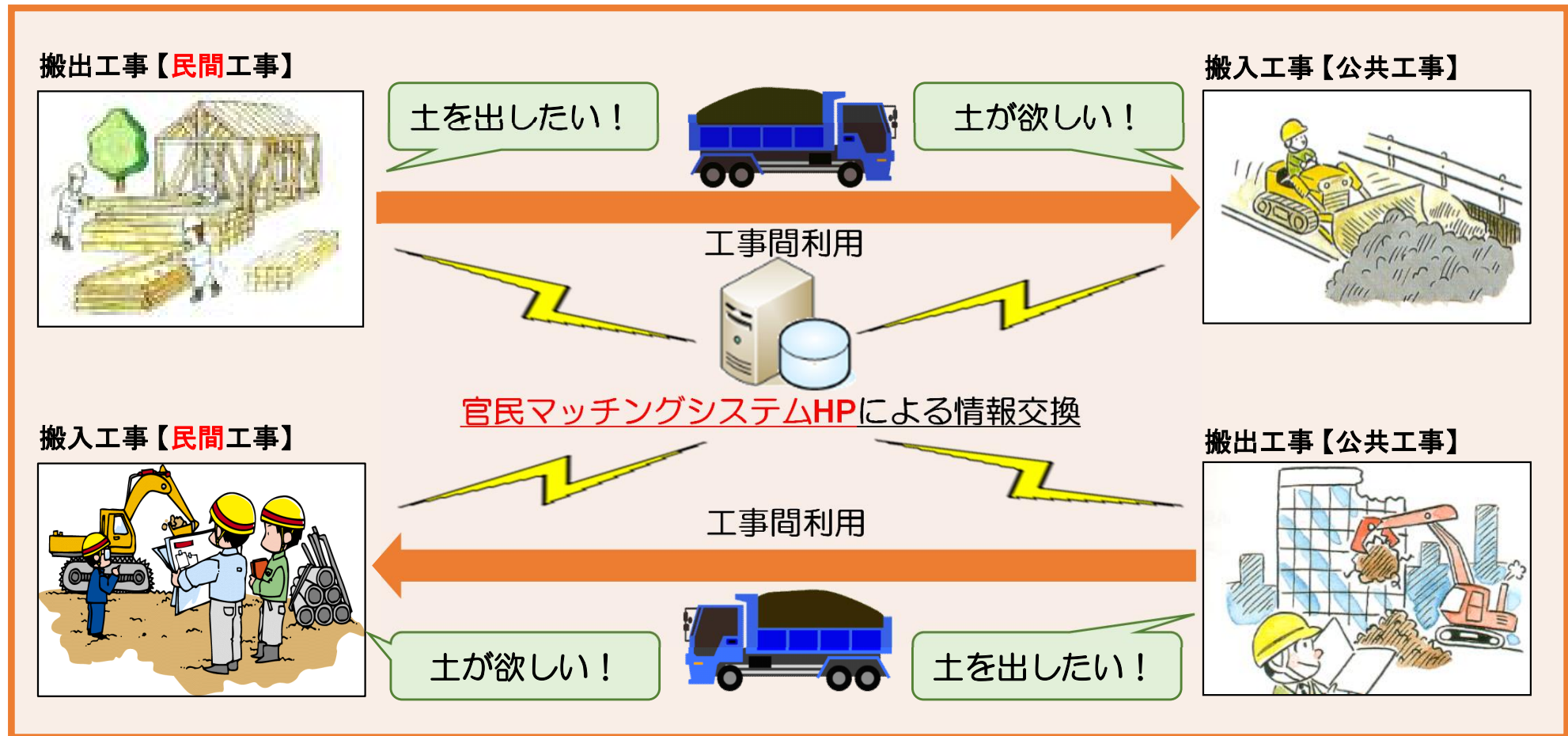


- 利用対象  
公共工事発注者・受注者
- 特長
  - ・全利用者の土量情報を検索可能
  - ・建設発生土利用率、工事間利用率等が算出可能
  - ・公共工事土量調査結果も反映
  - ・受注者による情報更新が可能

## 2. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステム

○公共工事（官）と民間工事（民）間で建設発生土を有効利用（工事間利用）することを目的に、H27年度より実施。

### 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムによる有効利用



- 利用対象者  
 公共工事発注者・受注者  
 民間工事発注者・受注者

【建設発生土の官民有効利用マッチングシステムホームページ】

URL : <https://matching.recycle.jacic.or.jp>





# 3. 建設発生土の利活用事例集

○建設発生土の有効利用促進を目的に、①他機関との工事間利用、②低質土の有効活用、③土質改良土の利活用、④建設発生土の発生抑制に関する個別工事での取組事例等をとりとまとめ、公表。



国土交通省

本文へ | 文字サイズ変更 標準 拡大 | 音声読み上げ・ルビ振り | English

検索 | 検索方法 | サイトマップ

ホーム | 国土交通省について | 報道・広報 | 政策・法令・予算 | オープンデータ | お問い合わせ・申請

## リサイクル

[一般の方へ](#) > [業者の方へ](#) > [行政関係者の方へ](#) > [その他](#) > [関連リンク](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [総合政策](#) > [リサイクル](#) > [建設リサイクル推進施策](#) > [リサイクル等事例集](#)

建設リサイクル推進施策 小委員会

建設副産物リサイクル事例

建設副産物実態調査

建設リサイクルとは

建設リサイクルとは

建設リサイクルの現状(と将来)

建設副産物実態調査

建設リサイクル推進施策

施策・取組みの経緯

審議会等

建設リサイクル推進施策 リサイクル等事例集

建設副産物リサイクル事例

建設副産物リサイクル事例

リサイクル等事例集

- 建設発生土の利活用事例集(R4.12) NEW (PDF)
- 建設工事における建設汚泥リサイクル事例集(H27.3) (PDF)
- 災害廃棄物等処理・活用事例集(H27.3) (PDF)

### 【ホームページ掲載先】

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [総合政策](#) > [リサイクル](#) > [建設リサイクル推進施策](#) > [リサイクル等事例集](#)  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index\\_0307example.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0307example.htm)

# 4. 各ブロックにおける保管場所の一覧

○工事間利用調整のための保管場所について、都道府県・政令市の情報を元に、利用形態や所在地等を整理した一覧表を作成し、各地方整備局等のHPで公表。

ストックヤード	土質改良プラント		受入地	
北海道	山形県	さいたま市	北海道	佐賀県
茨城県	東京都	横浜市	千葉県	長崎県
東京都	新潟県	相模原市	東京都	大分県
富山県	富山県	静岡市	石川県	川崎市
石川県	石川県	名古屋市	山梨県	北九州市
福井県	福井県	福岡市	岐阜県	福岡市
和歌山県	三重県		大阪府	
7都道県	大阪府		兵庫県	
	兵庫県		和歌山県	
	岡山県		鳥取県	
	広島県		島根県	
	福岡県		広島県	
			徳島県	
			愛媛県	
			高知県	
			福岡県	

12都府県、6指定市

19都道府県、3指定市